

## 令和8年度アトツギベンチャー創出支援事業委託業務 募集要項

次世代の県経済の担い手育成を進めるためには、企業の後継者（事業承継の前後は問わない。以下「アトツギ」という。）が、家業が持つ有形無形のリソースを活用し、ベンチャー企業のように果敢に新分野へ挑戦する「アトツギベンチャー」を数多く創出する必要がある。

そのため、県内のアトツギを対象に、新規事業や新分野への進出などといった家業の変革に向けたマインドセットの醸成、ビジネスモデルの構築などを集中的に支援するプログラムを実施し、モデルケースとなるアトツギベンチャーを創出するとともに、アトツギや金融機関・商工団体等支援者で構成するコミュニティを併せて形成することで、アトツギが挑戦しやすい文化の醸成を図る。

本要項は、本事業の実施に向け、広く企画の提案者を公募し、契約者を選考するために定める。

### 1 競技に付する事項

#### (1) 業務名

令和8年度アトツギベンチャー創出支援事業

#### (2) 業務仕様書

別紙のとおり

#### (3) 業務の履行期間

契約締結から令和9年3月31日まで

#### (4) 上限額

14,263,707円（消費税及び地方消費税を含まない）

### 2 企画提案競技に参加する者に必要な資格

企画提案競技への参加は、次の各号の要件に該当する者又は複数の者による共同企業体（以下、「共同企業体」という。）とする。共同企業体で参加する者にあっては、構成員全員が該当すること。また、共同企業体の各構成員は、単独又は、他の共同企業体の構成員として本件企画提案競技に参加することはできない。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

(1) 県が委託する事業を適格に遂行する能力を有する法人であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。

(3) 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。

(4) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7

7号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

- イ 暴力団員 (同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- ウ 暴力団員が役員となっている事業者
- エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- カ 暴力団 (員) に経済上の利益や便宜を供与している者
- キ 役員等が暴力団 (員) と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

### 3 提出書類

企画提案競技に参加を希望する者は、次のすべての書類を提出すること。

#### ○企画提案の提出書類

(提出部数: **正本1部、副本(正本の写し)4部に加え、電子データ**)

※提出書類についての注意事項

- ・全てA4サイズとし、A3サイズは折り込むなどして編纂すること。
- ・**電子データは紙による提案書と同じものをPDF化したもの**とし、動画掲載など電子データでのみ読み取り可能な形式の記載は認めない。

①令和8年度アトツギベンチャー創出支援事業企画提案申込書(様式1)

②共同企業体で参加する場合

- ア 共同企業体届出書(様式2)
- イ 共同企業体協定書(様式3)
- ウ 委任状(様式4)
- エ 使用印鑑届(様式5)

※下記⑦及び⑩については、構成員全員分を提出すること。

※下記⑧及び⑨については、様式3により確認するため提出不要。

③提案者概要書(様式6)

④企画提案書(様式自由)

仕様書及び別紙1の審査基準を十分理解の上、本事業の趣旨を踏まえて企画・提案をすること。また、**企画提案書は読みやすさに配慮の上、20ページ以内(表紙・裏表紙は含まない)**にまとめること。加えて、以下の内容を盛り込むこと。

- ・事業コンセプト(実施方針、ねらい)
- ・業務実施体制
- ・本事業運営のスケジュール(想定する全体行程)
- ・本事業の参加者募集方法及び効果的な募集のための工夫
- ・支援プログラム内容及び効果的に進めるための独自の取組、強み、工夫

- ・県内外関係者とのネットワーク、連携体制
- ・メディア連携方針
- ・本事業に関連した過去の実績（ない場合は省略可）

⑤見積書（様式7）

- ・消費税及び地方消費税を含まない金額を明記すること。

⑥業務実施体制（様式8）

⑦誓約書（様式9）

⑧定款（写し）

⑨役員名簿

⑩最新の決算書類（様式自由）

- ・応募時に決算期末到来の場合は、前年度の確定版の添付で良い。
- ・法人設立後1年に満たない場合には、税務署に提出した法人設立届出書の写しを提出すること。

#### 4 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和8年4月17日（金）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

正本及び副本は、持参または郵送により、下記の提出先に提出すること。  
また、電子データは下記メールアドレスに送信すること。

(3) 提出先

大分県商工観光労働部経営創造・金融課  
〒870-8501 大分市大手町3-1-1 大分県庁舎本館7階  
電話 097-506-3232  
FAX 097-506-1882  
E-mail a14120@pref.oita.lg.jp

#### 5 企画提案書の審査及び結果の通知

(1) 提案書の審査

「令和8年度おおいたスタートアップ支援事業関係委託業務に係る提案競技審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が評価点方式による審査を行う。

(2) プレゼンテーション

開催日（予定）：令和8年4月22日（水）

開催場所（予定）：おおいたスタートアップセンター セミナールーム

（大分市東春日町17番20号大分第2ソフィアプラザビル5階）

審査委員会の審査の際、提案者によるプレゼンテーションを実施する。なお、時間等の詳細については、別途、提案者に通知する。

なお、必要に応じて追加資料の提出を求める場合があるため留意すること。

※感染症対策の観点から、オンラインによるプレゼンテーションへ切り替える可能性があることに留意すること。

(3) 審査基準

別紙1のとおり

(4) 審査結果の通知

審査の結果については、後日、提案者あて通知する。

※なお、審査等に関する照会、問い合わせには一切応じない。

6 業務委託契約の締結

県は、審査の結果を踏まえて採択予定者を決定し、事業内容及び委託金額について双方協議のうえ、大分県契約事務規則に基づき、業務委託契約を締結する。

なお、審査の結果をふまえて、提案内容及び金額の変更を求めることがある。

7 受託者の変更

契約締結後であっても、提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、受託者に重大な瑕疵がある場合、業務遂行の意思が認められない場合、または、業務遂行能力がないと認められる場合等は、契約を解除し、受託者を変更することを妨げないものとする。

8 その他企画提案等にかかる留意事項

(1) 説明書の承諾

提案者は、企画提案書の提出をもって、本説明書の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 提出書類の返却

提出されたすべての書類は返却しない。また、この企画案にかかる審査以外には使用しない。

(3) 提案書類の追加、修正等

一旦提出された提案書類の差し替え及び追加、削除は理由の如何に関わらず一切認めない。

(4) 提案にかかる費用負担

提案書類の作成及び提出等に要する費用は提案者の負担とする。

(5) 提案者の欠格事由

提案者が次の事項に該当した場合は、失格とする。

① 提案書類の提出期限を過ぎた場合

② 提案に参加する資格がない者が提案したとき

③ 住所、氏名若しくは重要な文書の誤脱、その他提出書類に虚偽の記載をした場

合

- ④ その他、提示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき
- (6) 提案書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに連絡すること。

9 留意事項

- (1) 県は、受託者に対して、事業の実施状況を勘案し、実施内容の変更を指示することができること。
- (2) その他、定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに個人情報の保護に関する法律、大分県会計規則及びその他の大分県が制定する関係条例規則等に従うこと。

10 本企画提案競技に関する問い合わせ先

大分県商工観光労働部経営創造・金融課 濱嶋・吉賀  
〒870-8501 大分市大手町3-1-1 大分県庁舎本館7階  
電話 097-506-3232  
FAX 097-506-1882

【問い合わせ受付期間】

令和8年4月3日(金)から令和8年4月17日(金)まで(日曜日及び土曜日、祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで